




CONTENTS

vol.3

| 持ち帰りに挑戦しよう！

- ・タブレット端末持ち帰りの取組み
- ・タブレット端末を使った家庭学習
- ・持ち帰りの際の工夫
- ・持ち帰りで気をつけたい著作権クイズ

見たい項目をクリック 

ご意見、ご感想をこちらのフォームからお寄せください。→



1人1台タブレット端末

冬休みがチャンス！ 持ち帰りに挑戦しよう

休暇中も児童生徒とつながることが可能に

Vol.2では、児童生徒がオンラインで学校や教師と接点を持つことで、非常時でも学びを保障することができるという点で、学びを支えるライフラインとしてのICTの重要性についてお伝えしました。

非常時は、いつやってくるかわかりません。大雪などの災害による休校でも学びを保障するためにもタブレットの持ち帰りを進め、児童生徒が家庭でタブレット端末を使えるような取組みを行いましょう。

冬休みがチャンス

約2週間の長期休業である冬休みは、持ち帰りの練習にとっても良いチャンスです。学校内でのタブレット端末の使用頻度は、日々高まっていると思います。継続的に利用するという意味でも、冬休みに持ち帰りを計画しましょう。

ただ持ち帰るだけでなく…

まずは、家庭でインターネットに接続できるかを試すところから始めましょう。また、タブレットを使った宿題を出したり、日記や調べ物など、児童生徒が取り組める課題を設定しましょう。難しいことをせず、簡単に取り組める内容から始めましょう。

タブレット端末持ち帰りの取組み

県内各校における持ち帰りの取組み

県内の小中学校、高等学校では、タブレット端末の持ち帰りを進めています。ここでは、各校の様々な取組みを紹介していきますので、参考にしてください。



持ち帰り週間を設定し、接続テスト

長期休業や、災害などによる休校中に、児童生徒が端末を自宅で活用することができるように、週末などに一度持ち帰り、家庭のWi-fiに接続できるかテストしてみるという取組みをしている学校もあります。



オンライン帰りの会、朝の健康調査

普段行っている帰りの会を帰宅後に行います。下校した後に時刻を決めて、テレビ会議アプリで集合し、帰りの会を行います。また、登校前に検温した結果をオンラインで入力してから登校するなどの取組みをしている学校もあります。

持ち帰りに必要な内容をまとめたプリントを配布

持ち帰った際の端末の設定や注意事項をまとめたプリントを配布しています。内容は、

- ・家庭用インターネットへの接続の方法
- ・保管場所、保管方法の指示（破損しないように安全な場所へ）
- ・タブレット端末を用いて取り組む課題の指示
- ・壊れた時やアカウントがロックされた時などの対応

などを掲載し、保護者の方にもお知らせしています。

タブレット端末を使った家庭学習

家庭でタブレット端末を使って取り組む課題を出そう

タブレット端末を持ち帰らせたら、課題や宿題として、タブレット端末を利用したものを設定しましょう。通常、プリントやノートで出している宿題をデジタルに置き換えたり、画像や動画の撮影といったデジタルの強みを生かした課題を設定するのもよいと思います。いくつか例を紹介していきますので、参考にしてください。



学習支援アプリを活用する

Classroom、ロイロノート、SkyMenu、MetaMojiなどの学習支援アプリを使って課題を作成するとよいでしょう。長期休業期間中に複数回、提出日を設けることで、児童生徒が計画的に課題に取り組むことができます。また、教員側もオンラインで課題の提出状況を確認できるため、テレワーク推進など働き方改革にも有効です。

身のまわりのものを題材にした日記や観察記録をつくる

日記や観察記録は短時間で手軽に取り組むことができます。(スライドのような)ノートを作成可能なアプリを利用し、画像データを貼り付けたり、天気や気温などのデータを記入し、気づいたことを書くなどの課題が考えられます。ノートには枠をつけた「フォーマット」を作成して配布することで取り組みやすくなります。家庭にタブレット端末を持ち帰ることで、自宅のまわりにあるものを題材にできることはICTのメリットです。身のまわりのものを題材にした俳句を詠むなど、児童生徒の個性が出る課題を出す効果的です。



動画教材で学習する

あらかじめ作っておいた動画教材などを閲覧できるようにしておき、動画を見て学習を進めることもできます。映像を見てわかることをまとめる学習を設定したり、宿題の問題の解説動画を閲覧できるようにしておくなどもよいでしょう。



デジタルドリルで学習する

タブレット端末を使って計算や漢字などの練習ができるドリルを宿題とすることも考えられます。また、タイピングの練習を課題にすることもよいでしょう。教科書のQRコードを読み取らせて、解説動画や練習問題にアクセスすることもできます。



インターネット検索で調べ学習をする

いくつかのテーマを設定し、インターネットを使って検索します。学年に応じて適切なテーマ設定をしましょう。調べるだけでなく、スライドやノートなどのデジタル媒体にまとめを作る課題を設定することも考えられます。

課題研究などの発表資料をグループで共同編集する

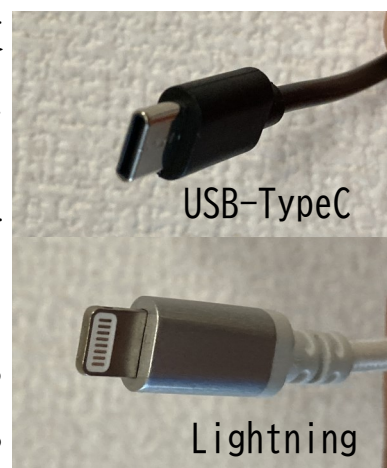
数人のグループで発表資料を作る課題も考えられます。クラウドアプリでは、共同編集を行うことも可能であり、グループのメンバーが集まらなくても各家庭から課題に取り組むことができます。

持ち帰りの際の工夫

充電に関して

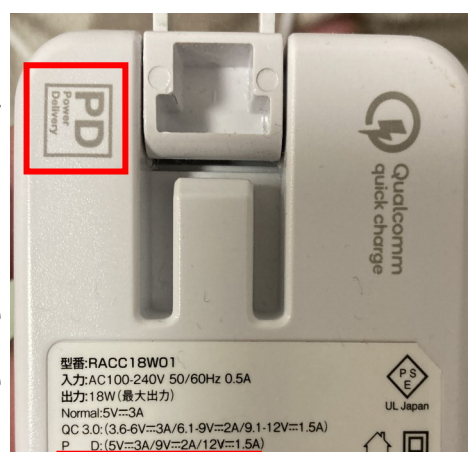
充電ケーブルは多くの学校では保管用キャビネットで使用されています。取り外しは可能ですが、少々手間がかかります。休業中の持ち帰りの場合には外して持ち帰らせるのがよいと思いますが、週末のみの持ち帰りの場合には取り外しが面倒です。家庭用充電器を用意している市町や学校もあるようです。

ほとんどのタブレット端末は、LightningケーブルやUSB-TypeCケーブルで充電できます。家庭のPCやスマートフォンの充電器を代用できることもあります。ただし、右表のように端末によって充電に必要な電力が異なります。スマートフォン用の充電器でタブレット端末を充電する場合は、充電にかかる時間が長くなる場合があります。

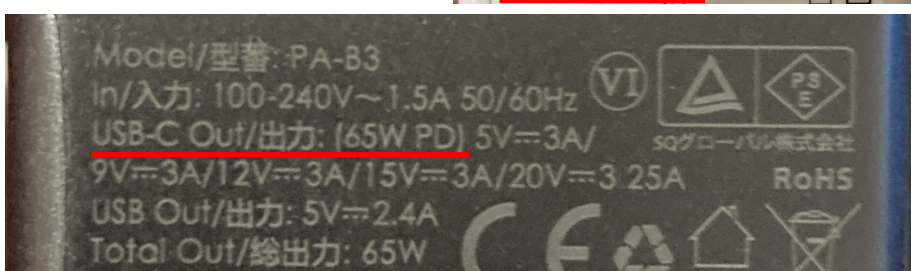


iPad	10W~20W
タブレットPC Chromebook	30W~60W
iPhone	5W

USB-TypeCでは「Power Delivery」対応のアダプタとケーブルの使用がおすすめです。(写真のように、アダプタに「PD」の記載があります。)これは、充電する機器に応じて適正な電力を調整して充電するため、様々な機器の充電に対応しています。



安価な充電器では、過充電や発熱などの危険性もあるため、安全な充電器を使うことも必要です。



インターネット接続

タブレット端末を持ち帰った際は家庭のインターネット環境を利用して接続することになります。SSIDとパスワードでWi-Fiに接続する方法が一般的です。一度接続すると次からは自動でつながる設定にもできるので、長期休業前に一度持ち帰って接続してみる機会を作るとよいでしょう。接続の説明はタブレット端末のスクリーンキャプチャ機能などを利用して、説明資料を作るとよいと思います。

また、WindowsTabletやiPadの場合はオフラインでの使用も可能です。オフラインでできる課題を出すことも考えましょう。

家庭用のWi-Fiに接続しても、有害サイトをブロックするフィルタリング機能が有効かどうかなど、セキュリティに関する設定を確認しましょう。

保護者に伝えておくべきこと

持ち帰りの際に、保管の仕方やインターネット接続、端末ロックがかかってしまった時などの対応を保護者に伝えておくことが必要です。各メーカーごとに、持ち帰りに関する情報を出していますので、参考にしましょう。

Apple	https://support.apple.com/ja-jp/HT211092
Google	https://events.withgoogle.com/gfe-ict-guideline/
Microsoft	https://www.microsoft.com/ja-jp/biz/education/never-stop-learning.aspx?activetab=g1%3aprimar5

家庭の端末を使うことも

個人のアカウントを利用したクラウド利用の学習支援アプリを利用している場合は、家庭にあるPCなどからログインすることで、アプリケーションを利用することも可能です。この場合は必ずしもタブレット端末を持ち帰る必要はありません。個人に合わせて持ち帰りを選択できるようにするのもよいでしょう。



タブレット端末持ち帰りで気をつけたい 著作権クイズ

教員がタブレット端末を持ち帰った児童生徒に課題を配信したり、オンラインで授業する場合も著作権について配慮する必要があります。今回はタブレット端末持ち帰りに伴う著作権についてクイズです。○か×で答えましょう。

- ① 指定管理団体 (SARTRAS) に補償金を支払わなくても、著作物の権利者に許諾なく、休業中の学習資料として、教科書の著作物や絵画写真などをクラウド・サーバーにアップロードすることができる。
- ② 指定管理団体 (SARTRAS) に補償金を支払えば、教員が教科書を使った授業動画を収録し、クラスの児童生徒のみがアクセスして視聴できる方式で配信することができる。
- ③ 指定管理団体 (SARTRAS) に補償金を支払えば、絵本の読み聞かせ動画を、クラウド・サーバーにアップロードし、児童生徒が自宅からいつでも視聴できるようにすることができる。

解答 ① × ② ○ ③ ×

現在県内すべての県立学校と約半数の市町が指定管理団体 (SARTRAS) に補償金を支払うことで著作物の権利者に許諾なく教科書の一部や教材として使う写真といった著作物をクラウドサーバーにアップしたり、オンデマンド配信したりすることができます。しかし、すべての場合で許諾の必要がないわけではありません。

著作物の許諾に関することは指定管理団体 (SARTRAS) のホームページ

<https://sartras.or.jp/inquiry-2/>

をご確認ください。